

平成 16 年 1 月 7 日

暴対法の改正（案）について

1 現状と問題点

(1) 対立抗争及び内部抗争の状況（H5～H15.9 まで）

発生回数：82 回、犯罪の発生件数：472 件
一般人の被害：85 件（死傷者 10 人）

(2) 被害回復のための手段

被害者による損害賠償請求訴訟の提起による。
ただし、実行行為者は末端組員であることが多く賠償資力が
僅少であることから、指定暴力団の代表者等の使用者責任（民
法第 715 条）を追及。

(3) 対立抗争等による被害に関する代表者等の使用者責任を追及 する訴訟の状況

藤武事件の控訴審判決で五代目山口組組長の使用者責任を初
めて認容（大阪高判 H15.10.30）。それ以前の高裁レベルの判決
は代表者等の使用者責任を否定（福岡高裁那覇支部判 H9.12.9、
H14.12.5）。

問題点は、以下のとおり。

- ・対立抗争等が民法第 715 条にいう「事業」に該当するか否
かに疑義
- ・対立抗争等に関して末端組員が行った不法行為の「事業執
行性」及び末端組員と代表者等の間の「指揮監督関係」の
存在について、被害者が個別に立証する必要。
- ・指定暴力団の組織形態、意思決定過程、対立抗争等の位置
付け等について、被害者に過大な立証負担。

2 暴対法改正（案）の方向性

指定暴力団の代表者又はその運営を支配する地位にある者は、
当該指定暴力団と他の指定暴力団との間又は当該指定暴力団内部
の集団相互間に対立が生じた場合において、指定暴力団員が凶器
を使用して行う暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害
したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずること
とする。

被害者が以下の事項を立証することで代表者等に損害賠償を求
めることを可能とし、立証負担の軽減を図る。

- ・指定暴力団相互間又は一の指定暴力団内部の集団相互間に
対立が生じたこと
- ・不法行為が当該対立に伴い行われた暴力行為であること
- ・当該暴力行為が指定暴力団員によって行われたこと

3 その他

無過失損害賠償責任を法定した例としては、事業者の有害物
質等の排出による健康被害について大気汚染防止法第 25 条、
水質汚濁防止法第 19 条、鉱害について鉱業法第 109 条等。

次期通常国会に法案を提出する方向で検討・調整中。